

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目4番2号

三菱製紙株式会社

取締役社長 鈴木邦夫

第146回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第146回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月28日（火曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号 新日石ビル
当社会議室（7階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第146期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第146期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 取締役8名選任の件
 - 第2号議案 監査役1名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.mpm.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。また、東日本大震災からの復興状況等につきましても、適宜、ホームページ上で開示してまいります。

(提供書面)

事業報告

〔平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループを取り巻く経営環境は、長引く景気低迷と急激な円高進行により依然として厳しいまま推移いたしました。このような状況下、平成21年に策定した「対応強化施策」を実践することにより徹底したコスト低減の推進、効率生産体制の構築、高付加価値化の推進を図ってまいりました。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、八戸工場（青森県）・北上ハイテクペーパー株式会社（岩手県）・白河事業所（福島県）の東北3拠点を中心に被害を受け、操業停止を余儀なくされました。特に主力の八戸工場は地震直後の大津波により一階部分が浸水し、電気系統の損害や製品・原材料を中心とする棚卸資産の損傷・流失など、極めて甚大な被害を受けました。このため、社長を本部長とする復興対策本部を設置し、全社を挙げて懸命な復旧活動を行うとともに、復興計画の策定、早期全面復興と足元の損失極小化に向けた取り組みを開始いたしました。北上ハイテクペーパー並びに白河事業所につきましては、3月下旬から稼働を再開しておりますが、八戸工場につきましては、全面復興までになお時間を要する見込みです。

紙・パルプ事業につきましては、主力製品の印刷用紙で商業印刷向けを中心に需要は緩やかな回復基調にありましたものの、輸入紙等の影響を受け市況は弱含みで推移いたしました。また、震災による八戸工場の操業停止により販売金額は減少いたしました。

イメージング&ディベロップメント（I & D）事業につきましては、インクジェット用紙の新製品投入や海外マーケティング活動、印刷製版材料の環境配慮型CTP印刷版を中心とする拡販、機能材料では技術力を生かした新規開発商品の市場投入によりそれぞれ販売数量は増加いたしました。写真用原紙・印画紙は需要が世界的に縮小しており、減少傾向のまま推移いたしました。

この結果、連結売上高は2,108億4千6百万円と前期に比べ4.0%減となりました。

損益面では、工場の生産性向上や固定費削減のコストダウン効果等の増益要因がありましたが、主力製品である印刷用紙価格の下落、原燃料価格の高騰等による減益要因により、連結経常利益は21億1千6百万円と、前期に比べ20.4%減となりました。また、震災による損失は133億1千4百万円となり、特別損失へ計上したこと等により144億9千7百万円の連結当期純損失となりました。

なお、当社単体では、売上高は1,323億3千4百万円、経常利益は4億6千2百万円、当期純損失は145億2千3百万円となりました。

(2) 事業区分別の営業の概況

○ 紙・パルプ事業

主力製品である印刷用紙につきましては、期前半はチラシ・カタログ・パンフレット等の商業印刷向けを中心に需要は緩やかに回復いたしましたものの、期後半に入り急速な円高やエコ関連の政策効果の息切れから需要は微増にとどまり、市況は輸入紙等の影響を受け弱含みで推移しておりました。その後、3月に発生した震災により主力の八戸工場が操業停止に至ったことから、販売金額は前期を下回りました。また、情報用紙につきましても同様の影響により販売金額は前期を下回りました。

欧州子会社におきましては、販売数量は前年並みでありましたが、前期に実施したリストラクチャリングの効果が発現し、業績が向上いたしました。

市販パルプにつきましては、販売数量・金額とも増加いたしました。

以上の結果、紙・パルプ事業全体の売上高は、連結ベースで1,757億1千3百万円と、前期比3.2%減となりました。

○ イメージング&ディベロップメント（I&D）事業

インクジェット用紙につきましては、新製品の投入や海外マーケティング活動により、販売数量・金額とも前期を上回りました。

写真感光材料につきましては、世界的な需要減少が続くなか、写真印画紙は新興国を中心に海外拡販に注力した結果、販売数量は微減にとどまりましたが、円高と競争激化による価格下落のため販売金額は大幅に減少いたしました。また、写真用原紙は、円高と震災の影響も加わり、販売数量・金額とも大きく減少いたしました。

印刷製版材料につきましては、環境配慮型のCTP印刷版を中心に拡販に注力し、販売数量では前期を上回りましたものの、円高の影響と既存製品の低価格品へのシフト等により、販売金額は減少いたしました。

機能材料につきましては、逆浸透膜等の水処理膜関連商品、難燃性の建築ボード材料、高機能性の二次電池セパレータ、加湿器エレメント等、当社の技術力を生かした新規開発商品を市場に投入し、販売金額が増加いたしました。

以上の結果、I&D事業全体の売上高は、連結ベースで483億7千4百万円と、前期比2.8%減となりました。

○ その他事業

工務関連子会社の売上が減少したこと及び震災の影響により、売上高は、連結ベースで177億8千万円と、前期比7.0%減となりました。

〈事業区分別販売金額〉

事業区分	第 145 期 (平成21年4月1日～平成22年3月31日)		第 146 期 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)		前 期 比 増 減 (△印減)	
	売 上 高	金額構成比	売 上 高	金額構成比	金 額	比 率
紙 ・ パ ル プ	百万円 181,509	% 72.5	百万円 175,713	% 72.6	百万円 △5,796	% △3.2
イメージング&ディベロップメント	49,761	19.9	48,374	20.0	△1,387	△2.8
そ の 他	19,110	7.6	17,780	7.4	△1,330	△7.0
消 去 又 は 全 社	(30,653)	—	(31,021)	—	(367)	—
合 計	219,728	100.0	210,846	100.0	△8,881	△4.0

(3) 設備投資等の状況

設備投資につきましては、生産性向上や環境対策を中心に実施してまいりました。当期は、39億円の設備投資を実施いたしましたが、当期中に完成並びに当期末現在継続中の主なものは次のとおりです。

イ. 当期中に完成した主要設備

- ・ 当社
高砂工場感熱紙コストダウン対応策
高砂工場カレンダー設置
高砂工場リリーラー設置

ロ. 当期末現在継続中の主要設備

- ・ 当社
高砂工場不織布製造設備増設
- ・ 三菱ハイテクペーパーヨーロッパGmbH
ビーレフェルト工場調液設備及び排水処理設備増強

(4) 資金調達状況

当期の設備資金及び運転資金は、自己資金、金融機関からの借入金及びコマーシャル・ペーパーの発行等により賄いました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 143 期 (平成19年4月1日～ 平成20年3月31日)	第 144 期 (平成20年4月1日～ 平成21年3月31日)	第 145 期 (平成21年4月1日～ 平成22年3月31日)	第 146 期 (平成22年4月1日～ 平成23年3月31日)
売上高(百万円)	258,536	253,102	219,728	210,846
経常利益(百万円)	7,120	4,499	2,658	2,116
当期純利益(△印損失)(百万円)	3,654	1,168	△ 1,597	△ 14,497
1株当たり当期純利益(△印損失)(円)	10.99	3.41	△ 4.67	△ 42.39
純資産(百万円)	79,636	70,436	68,709	52,117
総資産(百万円)	303,052	294,254	282,131	248,506

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 143 期 (平成19年4月1日～ 平成20年3月31日)	第 144 期 (平成20年4月1日～ 平成21年3月31日)	第 145 期 (平成21年4月1日～ 平成22年3月31日)	第 146 期 (平成22年4月1日～ 平成23年3月31日)
売上高(百万円)	165,198	165,070	145,525	132,334
経常利益(百万円)	4,488	5,072	1,255	462
当期純利益(△印損失)(百万円)	2,991	△ 1,830	△ 578	△ 14,523
1株当たり当期純利益(△印損失)(円)	8.99	△ 5.35	△ 1.69	△ 42.46
純資産(百万円)	66,103	58,520	57,956	43,100
総資産(百万円)	219,333	227,953	218,847	188,936

(6) 対処すべき課題

[全社復興計画について]

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、当社グループは創業以来の甚大な被害に見舞われました。北上ハイテクペーパー（岩手県）並びに白河事業所（福島県）につきましても、地震の被害で一時的な操業停止を余儀なくされましたが、3月下旬から稼働を再開しております。主力の八戸工場（青森県）につきましても、地震直後の大津波に襲われ極めて甚大な被害を受けました。復旧作業はエネルギープラントの再稼働から開始し、5月上旬には自家発電を再開して一部電力を東北電力に供給しております。5月下旬から生産設備の順次稼働を計画しており、順調に復旧作業が進んでおります。しかしながら、全面復興までにはなお時間を要する見込みです。

当社グループは、地震発生直後に社長を本部長とする災害対策本部を設置し被害状況の把握に努めました。この状況把握を受け、3月22日付で社長を本部長とする復興対策本部を設置し、復興計画を策定し、全社を挙げてその取組みを開始いたしました。

この復興計画をもとに、主力工場の早期全面復興と足元の損失極小化に注力することとし、並行して新たな中期経営計画を策定し、この難局に当たってまいります。

[CSR（企業の社会的責任）について]

当社グループは、ステークホルダーの皆様に対して社会的な責任を果たしていくため、CSR活動を経営の根幹と位置づけております。当期の活動といたしましては、「森のめぐみ」をテーマとした環境教育を行う「エコシステムアカデミー」の開設、FSC森林認証紙や古紙パルプ高配合品等の環境配慮型商品の充実、環境負荷の少ない鉄道輸送へ取り組む企業としてのエコレールマーク認定取得（紙パルプ業で第1号）等を実施してまいりました。

平成24年3月期につきましても、震災による被害から一刻も早く復興し、顧客への供給責任、地域社会・経済への貢献、雇用の確保を始めとする社会的責務を果たしていくことを第一とします。また、この大災害を教訓に災害リスクに向けた体制の整備等にも注力いたします。その上で、①CSR経営基盤の充実、②環境経営の推進、③社会貢献活動の推進の3点を基本方針とし、「コンプライアンス」「情報開示」「安全と品質」「人権・労働」「環境」「社会貢献」の各項目において、企業価値の向上につながる活動を進めてまいります。なお、既に震災の被災地に対して衛生用紙（トイレットロールなど）を送る等の支援活動に取り組んでおります。

[株式会社興人の化学紙事業譲り受けについて]

当社は、株式会社興人の化学紙事業を譲り受けることとしております。具体的には、興人が富士工場を会社分割して新会社を設立し、当社が全株式を譲り受けます。譲受日は平成23年10月1日、会社名はKJ特殊紙株式会社となります。同社の高い技術力と当社の技術力・研究開発力を一体化し、一つの大きな事業として育ててまいります。

(7) 重要な子会社の状況 (平成23年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
三菱製紙販売株式会社	百万円 600	68.4	紙、パルプ、薬品等の販売
北上ハイテクペーパー株式会社	450	100.0	パルプ、レジコート紙、衛生用品の製造、加工及び販売
株式会社オストリッチダイヤ	250	86.7	紙類の印刷加工及び紙製品の販売
三菱製紙エンジニアリング株式会社	150	100.0	各種機械類の設計・据付及び整備、建設業
菱 紙 株 式 会 社	100	100.0	スポーツ施設運営、保険代理店業、旅行代理店業、不動産業
ダイヤミック株式会社	100	99.9	印刷製版材料等の販売
浪速通運株式会社	90	100.0	貨物運送及び倉庫業
株式会社ピクトリコ	70	100.0	紙及び印刷製版材料等の販売
八戸林産株式会社	70	85.7	木材チップ等の製造及び販売
東邦特殊パルプ株式会社	60	100.0	特殊パルプの製造及び販売
北菱林産株式会社	60	84.7	木材チップ等の製造及び販売
八戸紙業株式会社	50	100.0	紙の断裁及び選別包装、紙製品の保管・出荷
旭感光紙株式会社	50	100.0	紙製品の製造加工及び販売
高砂紙業株式会社	30	100.0	紙の断裁及び選別包装
エム・ピー・エム・シェアードサービス株式会社	30	100.0	グループファイナンス
八菱興業株式会社	20	100.0	構内運搬及び雑作業、包装紙の加工
京菱ケミカル株式会社	12	100.0	感材・塗工紙の仕上、印刷製版用処理薬品の製造及び販売
北菱興業株式会社	10	100.0	紙の製造請負・仕上、雑作業、土木工事
白菱興業株式会社	10	100.0	電気絶縁紙の製造及び販売
三菱ペーパーホールディング(ヨーロッパ) GmbH	千ユーロ 1,000	100.0	欧州関連会社の統括
三菱ハイテクペーパーヨーロッパ GmbH	11,759	81.6	紙の製造及び販売
三菱ペーパー GmbH	664	100.0	印刷製版用薬品の製造・販売、印刷製版材料の技術サポート
三菱イメージング(エムピーエム), Inc.	米ドル 1,000	60.0	紙及び写真・印刷製版材料の販売

- (注) 1. 株式会社オストリッチダイヤ、八戸林産株式会社、東邦特殊パルプ株式会社、旭感光紙株式会社、三菱ハイテクペーパーヨーロッパ GmbH及び三菱ペーパー GmbHの議決権比率には、子会社が所有するものを含んでおります。
2. 三菱ハイテクペーパーヨーロッパ GmbHは、平成22年10月15日に三菱ハイテクペーパービーレフェルト GmbHと三菱ハイテクペーパーフレンスブルグ GmbHが合併し、上記名称となりました。

(8) 主要な事業内容 (平成23年3月31日現在)

当社グループは、紙・パルプ・写真感光材料の製造、加工及び販売を主要な事業としており、事業部門別の主要な商品及びサービスは次のとおりです。

紙・パルプ事業	非塗工印刷用紙、微塗工印刷用紙、塗工印刷用紙、特殊印刷用紙、情報用紙、衛生用紙 電気絶縁プレスボード、高級白板紙、特殊白板紙、その他特殊用紙 晒クラフトパルプ、特殊パルプ
イメージング & ディベロップメント事業	インクジェット用紙、写真印画紙、写真印画紙用原紙、印刷製版材料、印刷機器類 CTPソフトウェア、各種処理薬品、不織布、各種機能性材料
その他事業	スポーツ施設運営、保険代理店業、旅行代理店業、不動産業、倉庫業、運輸関連業 エンジニアリング業務

(9) 主要な営業所及び工場 (平成23年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号
工場・事業所	高砂工場 (兵庫県)、京都工場 (京都府)、八戸工場 (青森県)、北上事業本部 (岩手県) 白河事業所 (福島県)
営業所	大阪営業所 (大阪府)
研究所	つくばR&Dセンター (茨城県) 京都R&Dセンター (京都府) 生産技術センター (福島県)

② 子会社等

紙・パルプ事業	三菱製紙販売㈱ (東京都)、東邦特殊パルプ㈱ (東京都) ㈱オストリッチダイヤ (東京都)、八戸紙業㈱ (青森県)、八戸林産㈱ (青森県) 八菱興業㈱ (青森県)、白菱興業㈱ (福島県)、高砂紙業㈱ (兵庫県) 三菱ペーパーホールディング (ヨーロッパ) GmbH (ドイツ) 三菱ハイテクペーパーヨーロッパGmbH (ドイツ)
イメージング & ディベロップメント事業	ダイヤミック㈱ (東京都)、㈱ピクトリコ (東京都)、旭感光紙㈱ (千葉県) 北上ハイテクペーパー㈱ (岩手県)、北菱林産㈱ (岩手県)、北菱興業㈱ (岩手県) 京菱ケミカル㈱ (京都府) 三菱ペーパーGmbH (ドイツ)、三菱イメージング (エムピーエム), Inc. (アメリカ)
その他事業	菱紙㈱ (東京都)、浪速通運㈱ (大阪府)、三菱製紙エンジニアリング㈱ (青森県) エム・ピー・エム・シェアードサービス㈱ (東京都)

(10) 従業員 の 状 況 (平成23年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数
4,304名	137名減

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,361名	18名減	42.7歳	22.1年

(注) 上記のほか560名が関連会社等に出向しております。

(11) 主 要 な 借 入 先 (平成23年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	15,000百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	13,563
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	11,273
農 林 中 央 金 庫	10,234
株 式 会 社 南 都 銀 行	4,780
株 式 会 社 常 陽 銀 行	4,570

2. 会社の株式に関する事項（平成23年3月31日現在）

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 900,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 342,584,332株 |
| (3) 株主数 | 23,961名（前期末比505名減） |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	16,082千株	4.7%
明治安田生命保険相互会社	13,537	4.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	11,619	3.4
株式会社三菱東京UFJ銀行	11,338	3.3
東京海上日動火災保険株式会社	10,000	2.9
農林中央金庫	9,000	2.6
三菱商事株式会社	8,671	2.5
富士フイルム株式会社	8,500	2.5
王子製紙株式会社	8,000	2.3
三菱瓦斯化学株式会社	7,133	2.1

- (注) 1. 持株比率は自己株式（521,611株）を控除して計算しております。
2. 三菱瓦斯化学株式会社の持株数には、同社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式3,600千株（持株比率1.1%）を含んでおります（株主名簿上の名義は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・三菱瓦斯化学株式会社口）」であります）。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名及び重要な兼職の状況（平成23年3月31日現在）

取締役社長 （代表取締役）	鈴木邦夫
代表取締役	中瀬一夫
取締役相談役	佐藤健
取締役	立花純一
取締役	水野正望
取締役	鈴木健文
取締役	千賀孝雄
取締役	板倉完次
取締役	品川知久（森・濱田松本法律事務所 弁護士 株式会社ランドコンピュータ 社外監査役）
常勤監査役	藤井則夫
常勤監査役	上村茂
監査役	高松泰治（明治安田生命保険相互会社 取締役執行役員副社長 日本化薬株式会社 社外監査役）
監査役	開発光治（株式会社三菱UFJトラスト投資工学研究所 代表取締役会長）

(2) 執行役員の氏名及び担当（平成23年3月31日現在）

*社長執行役員	鈴木邦夫（イメージング&ディベロップメントカンパニー プレジデント）
*専務執行役員	中瀬一夫（洋紙事業部、ドイツ事業担当 洋紙事業部長）
*専務執行役員	立花純一（総務人事部、システム部管掌 経理部担当）
*専務執行役員	水野正望（資材部、林材部管掌 内部監査部担当）
*常務執行役員	鈴木健文（イメージング&ディベロップメントカンパニー バイスプレジ デント（D I 営業部・新聞グループ担当））
*常務執行役員	千賀孝雄（総合研究所、技術環境部、知的財産部担当 総合研究所長 イメージング&ディベロップメントカンパニー バイスプレジ デント（新事業開発ユニット、I J 統括部担当））

*常務執行役員	板倉完次	(社長室(経営企画部、関連会社統括部)担当) (社長室長、経営企画部長 CSR担当役員)
常務執行役員	牛島光夫	(洋紙事業部印刷用紙営業部長、社長室)
常務執行役員	野澤浩史	(総務人事部、システム部担当 システム部長)
上席執行役員	田口量久	(イメージング&ディベロップメントカンパニー バイспレジ) (デント(企画・マーケティング・京都R&Dセンター担当))
上席執行役員	前田清	(資材部長、林材部長)
上席執行役員	金濱福美	(八戸工場長)
上席執行役員	田代直也	(イメージング&ディベロップメントカンパニー バイспレジ) (デント(北上事業本部担当) 北上事業本部長 北上ハイテクペーパー株式会社取締役社長)
執行役員	山田元茂	(イメージング&ディベロップメントカンパニー京都工場長)
執行役員	鈴木晋一	(高砂工場長)
執行役員	日比野良彦	(八戸工場次長)
執行役員	山田清春	(洋紙事業部情報・特殊紙営業部長)
執行役員	原田純二	(イメージング&ディベロップメントカンパニー) (新事業開発ユニットマネージャー)

*印の執行役員は取締役を兼務しております。

- (注) 1. 取締役 品川知久氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 高松泰治氏及び監査役 開発光治氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 品川知久氏、監査役 高松泰治氏及び監査役 開発光治氏につきましては、東京証券取引所及び大阪証券取引所に対し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
4. 当事業年度中開催の第145回定時株主総会(平成22年6月29日)の翌日以降事業年度末日までに就任または退任した取締役及び監査役はおりません。なお、第145回定時株主総会終結時における退任あるいは新任の取締役及び監査役は以下のとおりです。
- ・退任取締役
徳田俊一(任期満了)
 - ・退任監査役
杉崎肇(辞任)
 - ・新任取締役
水野正望
 - ・新任監査役
開発光治

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (1)	250百万円 (7)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (3)	59 (11)
合 計	15	310

(4) 社外役員に関する事項（平成23年3月31日現在）

イ. 重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係

取締役 品川知久氏は、森・濱田松本法律事務所弁護士並びに株式会社ランドコンピュータの社外監査役であります。森・濱田松本法律事務所は、当社に法務サービス等を提供しており、株式会社ランドコンピュータと当社の間には、特別な関係はありません。

監査役 高松泰治氏は、明治安田生命保険相互会社の取締役執行役員副社長並びに日本化薬株式会社の社外監査役であります。明治安田生命保険相互会社は、当社の大株主（持株比率4.0%）かつ取引金融機関であり、日本化薬株式会社と当社の間には、特別な関係はありません。

監査役 開発光治氏は、株式会社三菱UFJトラスト投資工学研究所の代表取締役会長であります。同社と当社の間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（9回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 品川 知久	14回	100%	—	—
監査役 高松 泰治	13	93	9回	100%
監査役 開発 光治	11	100	5	100

(注) 監査役 開発光治氏は、当事業年度中開催の第145回定時株主総会終結時に就任いたしましたので、同氏の在任期間に該当する取締役会は11回、監査役会は5回です。

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役 品川知久氏は、主に会社法務に精通した弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を行っております。

監査役 高松泰治氏及び監査役 開発光治氏は、これまでの豊富な経営経験に基づいた発言を行うなど、適切な監査を行うべく助言・提言等を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれも金1千万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称（平成23年3月31日現在）

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

50百万円

ロ. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

74百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記のイの金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、三菱ペーパーホールディング（ヨーロッパ） GmbH、三菱ハイテクペーパーヨーロッパ GmbH、三菱イメージング（エムピーエム）, Inc. は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査 [会社法及び金融商品取引法（これに相当する外国の法令等を含む。）の規定によるものに限る。] を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。（最終改定：平成23年5月11日）

— コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方 —

当社は、経営内容の透明性を高めガラス張りの経営を行うため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要施策の一つと認識しており、企業としての社会的責任（CSR）を重視した経営を積極的に推進します。

— 会社の機関の概要 —

当社は、監督と執行を区分し、取締役会のスリム化と経営の意思決定のスピードアップを図るため、執行役員制を導入しています。

月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令・定款で定められた事項や重要な業務執行の決定を行っています。取締役会には社外取締役を1名置き、経営の意思決定の中枢に外部の意見を直接取り入れる体制としています。

上記に加え、執行役員会を月1回開催しています。

また、社外監査役を含む監査役で監査役会を設置しており、定期的または必要に応じて監査役会を開催しております。

経営方針・経営戦略及び基本的な事業戦略については常務会及び経営検討会を月2回開催し、経営陣並びに議題に関する幹部社員の少人数での審議を行い、迅速かつ最適な意思決定に努めています。

業務執行面では、経営課題の確実な推進のため事業部及び社内カンパニーを設置し、事業に関する収益責任と権限を持たせることで、業務執行体制の強化を図っています。

また、業務分掌規定により組織の責任範囲を常に明確化し、諸決裁については取締役会規則・同細則ほか、当社諸規則に基づく適正な運用を遂行しています。

— 基本方針 —

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、「三菱製紙グループ企業行動憲章」及び「三菱製紙コンプライアンス行動基準」を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を役員及び従業員に伝えると共に、企業行動憲章に関する理解を深めるための活動を行うことにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。特に、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で対応します。

CSRの推進については、担当役員を任命すると共に、代表取締役社長を委員長とするCSR委員会を設置します。当委員会が、CSR推進の中核を担い、関連する各委員会を統括します。コンプライアンスについては、CSR委員会の下にコンプライアンス委員会を設置して、遵法及び企業倫理に基づく行動の更なる徹底によりリスク管理の強化を図ると共に、研修等を通じ、社員への浸透を図ります。

役員及び従業員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかに総務人事部または内部監査部（ホットライン通報窓口）に報告することとします。当該部門は、総務人事部または内部監査部と協議の上、再発防止策を決定し、実施します。

また、内部監査部において、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を、合法性と合理性の観点から検討・評価し、財務報告の信頼性確保及び経営効率性の向上を図ります。

会社資産の保全については、総務人事部が主管し、資産の取得や使用・処分が適正な手続及び承認のもとで行われるよう管理します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、全社的に統括する責任者である総務人事部担当役員が作成する文書管理規定に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁情報により記録し、保存します。取締役及び監査役は文書管理規定により、これらの文書等を常時閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業活動を展開していく上で生じる様々なリスクを的確に管理していくことが、企業の発展と企業価値の向上に重要であると認識しております。

「三菱製紙環境憲章」、「三菱製紙製品安全憲章」を定めると共に、CSR委員会の下に製品安全対策委員会、製品品質委員会、環境保全委員会等の専門の委員会を設置し、リスク管理の実効性の確保を図っております。また、本社各部署、各工場がそれぞれ所管する諸規則、マニュアル等を整備し、平時における事前予防体制を構築するなど、CSRにかかわる様々なリスク管理を強化します。

また、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生したまたは発生する恐れが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うと共に、再発防止策を講じます。

社長室経営企画部CSR推進室が各部署毎のリスク管理の状況を取りまとめ、その結果を取締役に報告します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当面の環境下で生き残っていくための「対応強化施策」等を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成方法（執行役員への権限委譲を含む）を担当取締役が定めます。また、ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果を評価し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

5. 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、社長室関連会社統括部を設置し、グループ子会社の法令遵守体制を構築する権限と責任を与えており、これらを横断的に推進し管理することとします。

定期的にコンプライアンス委員会及び関連会社社長会を開催し、代表取締役社長が「三菱製紙グループ企業行動憲章」の精神を伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。

また、グループ役員及び従業員全員を対象としたホットラインを設け、当社内部監査部または社外の窓口専門会社に直接通報できる制度を設けます。

なお、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うほか、投資案件については経営投資規定に基づき審査を行います。

さらに、グループ企業に監査役を派遣し、内部統制体制に関する監査を実施します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査役の職務を補助する組織を内部監査部、経理部とし、監査役は、内部監査部、経理部所属の従業員に必要事項を命ずることができるようにします。

内部監査部は監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告します。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して、取締役、上長等の指揮命令を受けません。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役の職務の効率的な遂行のため、取締役は次に定める事項を監査役に報告します。①常務会で決定された事項、②会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、③毎月の経営状況として重要な事項、④内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、⑤重大な法令・定款違反、⑥ホットラインの通報状況及び内容、⑦その他コンプライアンス上重要な事項。

また、本社部門の重要な決裁書類については、監査役に書類を回覧します。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会に対して、取締役、執行役員及び使用人から情報収集を適切に行えるよう協力すると共に、監査役と代表取締役、監査役と監査法人の意見交換をそれぞれ定期的を実施します。また、監査役の職務遂行にあたり、監査役と子会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力し、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備します。

(注) 平成23年5月11日の改定点は、(1)「会社の機関の概要」について、社外取締役を置く体制としていることを明記したこと（社外取締役は平成18年6月より設置しております）、(2)「基本方針」について、社長室経営企画部CSR推進室、内部監査部、総務人事部等の組織の機能を明確化したこと、(3)同じく「基本方針」について、当期及び以降の方針として「対応強化施策」等を定め取り組んでいる旨を記載したこと等であります。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題と位置づけ、内部留保を充実させつつ配当比率を安定的に維持することを方針とし、具体的には連結当期経常利益の20%を基準といたしております。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被害により、当期に133億1千4百万円の特別損失が発生し、144億9千7百万円の連結当期純損失となった結果、純資産が著しく毀損いたしました。震災被害からの早急かつ着実な復興を実現し、内部留保を還元していくことが急務となっております。

したがって、従来の基準にかかわらず、内部留保の還元を第一に進め企業基盤の安定を図っていくことを当面の方針とし、当期の配当につきましては見送らせていただきたく存じます。

今後一刻も早い復興を成し遂げ、企業価値の向上に努め、早期の復配を目指してまいります。

(3) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社が生み出した利益を株主の皆様へ還元していくことで企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じ当社株主となられた方々にお支えいただくことを原則としつつも、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループの者（以下「買収者等」といいます）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値ないし株主の皆様共同の利益を守るため、「対応強化施策」等を定め、全社を挙げて取り組んでおります。また、コンプライアンスの徹底や環境貢献施策の取組みを行い、顧客、株主、地域社会その他関係者の皆様からの信頼に応えていく企業を目指してまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に則り、平成19年5月25日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「旧プラン」といいます）の導入を決議し、平成19年6月28日開催の第142回定時株主総会において、旧プランについて株主の皆様のご承認をいただきました。

当社は、平成22年6月29日開催の第145回定時株主総会の終結時をもって旧プランが期限を迎えるにあたり、その後の対応につき検討を重ねた結果、平成22年5月24日開催の取締役会において、旧プランに所要の変更を行った上で（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます）継続することを決議し、第145回定時株主総会において、継続について株主の皆様のご承認を頂きました。また、当社は、上記継続に伴い、独立委員会委員として、従前と同様、片岡義広、品川知久、竹原相光の3氏を選任いたしました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成22年5月24日付けプレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご覧ください。

（参考URL：<http://www.mpm.co.jp/cir/pdf/20100524.pdf>）

イ. 本プラン導入の目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を実現することを目的とします。

ロ. 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

当社株式に関して、大要、次の1)から3)のいずれかの行為がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- 1) 当社株式に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとします）が20%以上となる取得
- 2) 当社株式に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします）とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる取得
- 3) 当社の特定の株主が、当社の他の株主との間で当社株式の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、またはかかる両株主の間に支配関係もしくは協働関係を樹立する行為（ただし、当該両株主の株券等保有割合が20%以上となる場合に限りです）

(b) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、意向表明書および大規模買付情報を提出・提供していただきます。

(c) 取締役会評価期間の設定等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株式の買付けが行われる場合には60日間、それ以外の態様による大規模買付行為の場合には90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとします。

(d) 独立委員会の勧告および取締役会による決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつき重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。

(e) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものとします。

ハ. 本プランの特徴

(a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を制定した上で、導入されたものです。

(b) 独立委員会の設置

当社は、本プランの必要性および相当性を確保するために独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合は、その判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(c) 株主総会における本プランの承認

本プランによる買収防衛策の継続につきましては、平成22年6月29日開催の第145回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

(d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

(e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成22年6月29日開催の第145回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。

ニ. 株主の皆様への影響

(a) 旧プランの本プランへの改定時における株主の皆様への影響

旧プランの本プランへの改定時には、株主の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えておりません。

(b) 新株予約権の発行時に株主の皆様へ与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われた場合においても、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、本プランの定める例外事由該当事者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

④ 上記の取組みに対する取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記②に記載した、基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を高めるための具体的方策であり、まさに当社の基本方針に沿うものと考えます。

また、当社取締役会は、前記③イ記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上という目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものと考えます。特に本プランは、1) 株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合にはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思にかからしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、2) 独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっていること、3) 対抗措置の発動、不発動または中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていること等から、当社取締役会としては、本プランは当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

以上のご報告は、次により記載されております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示いたしております。
2. 千株単位の株式数は、千株未満切り捨てにより表示いたしております。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
流 動 資 産	97,432	流 動 負 債	133,124
現 金 及 び 預 金	8,878	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	20,980
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	42,168	短 期 借 入 金	87,978
商 品 及 び 製 品	26,465	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	1,000
仕 掛 品	5,709	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	100
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	9,113	リ ー ス 債 務	294
繰 延 税 金 資 産	702	未 払 費 用	8,483
そ の 他	4,892	未 払 法 人 税 等	227
貸 倒 引 当 金	△ 497	繰 延 税 金 負 債	14
固 定 資 産	151,073	災 害 損 失 引 当 金	7,439
有 形 固 定 資 産	117,792	そ の 他	6,605
建 物 及 び 構 築 物	34,348	固 定 負 債	63,264
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	58,526	社 債	650
土 地	20,941	長 期 借 入 金	51,601
リ ー ス 資 産	1,755	リ ー ス 債 務	1,868
建 設 仮 勘 定	560	繰 延 税 金 負 債	201
そ の 他	1,659	退 職 給 付 引 当 金	5,373
無 形 固 定 資 産	583	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	111
そ の 他	583	負 債 の 繰 上 償 還	527
投 資 そ の 他 の 資 産	32,697	資 産 除 去 債 務	826
投 資 有 価 証 券	22,839	そ の 他	2,102
長 期 貸 付 金	569	負 債 合 計	196,389
繰 延 税 金 資 産	2,531	純 資 産 の 部	
そ の 他	7,235	株 主 資 本	46,758
貸 倒 引 当 金	△ 479	資 本 金	32,756
資 産 合 計	248,506	資 本 剰 余 金	19,717
		利 益 剰 余 金	△ 5,577
		自 己 株 式	△ 136
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,173
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,794
		為 替 換 算 調 整 勘 定	378
		少 数 株 主 持 分	3,185
		純 資 産 合 計	52,117
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	248,506

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで〕

(単位：百万円)

項	目	金	額
売	上		210,846
売	上		173,381
販	費		37,465
営	業		33,987
営	業		3,477
受	取	64	
受	取	496	
受	取	215	
所	の	1,084	1,861
営	業		
支	外		
所	払	2,343	
経	常	879	3,222
特	別		2,116
固	定		
投	資	1,684	
資	有	1,402	
所	の	232	3,319
特	別		
固	定		
投	資	386	
資	有	1,760	
投	資	1,328	
所	の	10	
特	別	305	
災	害	13,314	
資	産	684	
所	の	246	18,037
税	金		12,601
法	人		442
法	人		1,276
少	数		14,320
少	数		177
当	期		14,497

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成22年3月31日残高	32,756	19,717	8,919	△ 133	61,259
連結会計年度中の変動額					
当期純損失(△)			△14,497		△14,497
自己株式の取得				△ 4	△ 4
自己株式の処分		△ 0		0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△ 0	△14,497	△ 3	△14,501
平成23年3月31日残高	32,756	19,717	△ 5,577	△ 136	46,758

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計		
平成22年3月31日残高	2,951	937	3,888	3,560	68,709
連結会計年度中の変動額					
当期純損失(△)					△14,497
自己株式の取得					△ 4
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 1,157	△ 558	△ 1,715	△ 374	△ 2,090
連結会計年度中の変動額合計	△ 1,157	△ 558	△ 1,715	△ 374	△16,591
平成23年3月31日残高	1,794	378	2,173	3,185	52,117

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|------------------|--|
| (1) 連結子会社の数 | 24社 |
| 主要な連結子会社の名称 | 三菱製紙販売株式会社
ダイヤモンド株式会社
北上ハイテクペーパー株式会社
エム・ピー・エム・シェアードサービス株式会社
三菱ペーパーホールディング(ヨーロッパ) GmbH
三菱ハイテクペーパーヨーロッパGmbH |
| (2) 主要な非連結子会社の名称 | 菱工株式会社
珠海清菱浄化科技有限公司 |
| 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産額、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。 |

2. 持分法適用に関する事項

- | | |
|------------------------------|--|
| (1) 持分法適用の関連会社の数 | 2社 |
| 主要な持分法適用会社の名称 | 兵庫クレー株式会社
フォレストル・ティエラ・チレーナLtda. |
| (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況 | |
| 主要な会社名 | 菱工株式会社
珠海清菱浄化科技有限公司 |
| (3) 持分法を適用しない理由 | 各社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性はないため持分法の適用範囲から除外しております。 |

3. 連結の範囲及び持分法の適用範囲の変更に関する事項

連結範囲の変更

三菱ハイテクペーパービーレフェルトGmbH(連結子会社)は平成22年10月15日付けで、三菱ハイテクペーパーフレンスブルグGmbH(連結子会社)を吸収合併いたしました。

また、同日付で三菱ハイテクペーパービーレフェルトGmbHは、社名を三菱ハイテクペーパーヨーロッパGmbHに変更しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有 価 証 券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ取引の評価方法 時価法

- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
主として総平均法及び移動平均法による原価法を使用しております。なお、貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法によっております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- 有形固定資産：定額法（リース資産を除く）
ただし、当社本社及び一部の連結子会社の建物以外の有形固定資産については、定率法によっております。
- 無形固定資産：定額法（リース資産を除く）
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法によっております。
また、在外連結子会社については、所在地国の規定により計上しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
当社及び国内連結子会社は決算期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社については、所在地国の規定により計上しております。
- ② 退職給付引当金
当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、在外連結子会社については、所在地国の規定により計上しております。
なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）による定額法により費用処理し、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ③ 災害損失引当金
当連結会計年度に発生した東日本大震災により被災した設備の処分及び復旧費用等の支出に備えるため、見積額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。
- ② 重要なヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等について、振当処理をしております。
- ③ 消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。
- ④ 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

(5) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

5. 会計方針の変更

(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）を適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(2) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用

当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当連結会計年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ21百万円減少、税金等調整前当期純損失は706百万円増加しております。

6. 表示方法の変更

連結損益計算書に関する変更

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年法務省令第7号）の適用により、当連結会計年度から「少数株主損益調整前当期純損失」の科目で表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

① 下記の資産については、長期借入金2,950百万円、短期借入金1,910百万円及び社債750百万円に対する抵当権または根抵当権を設定しております。

建物及び構築物	496百万円
土 地	1,914百万円
投資有価証券	2,942百万円

② 下記の資産については、工場財団根抵当権を設定しておりますが、実質的に担保に供されている資産はありません。

建物及び構築物	19,168百万円
機械装置及び運搬具	22,671百万円
土 地	7,628百万円
そ の 他	47百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 341,504百万円

3. 保証債務等

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入等に対して行っている債務保証額

従業員（財形住宅資金等）	1,652百万円
フォレストル・ティエラ・チレーナLtda.	956百万円
その他 5社	500百万円
計	3,109百万円

4. 債権流動化に伴う遡及義務 2,886百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 固定資産処分益

固定資産処分益は、主に土地の売却によるものであります。

2. 災害による損失

災害による損失は、東日本大震災による損失であり、内訳は次のとおりであります。

なお、下記の各費用には災害損失引当金繰入額が含まれております。

東日本大震災

復旧費用	4,510百万円
たな卸資産評価損	4,715百万円
固定資産処分見積り額	2,640百万円
操業休止期間中の固定費	1,317百万円
その他	130百万円
合計	13,314百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式 (株)	342,584,332	—	—	342,584,332

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、下記のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 受取手形及び売掛金	42,168	42,168	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	19,396	19,396	—
資産計	61,565	61,565	—
(3) 支払手形及び買掛金	20,980	20,980	—
(4) 短期借入金（1年内返済予定長期借入金を除く）	75,596	75,596	—
(5) 長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）	63,984	64,236	252
負債計	160,560	160,813	252
(6) デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は業界団体の公表する基準気配値によっております。

(3) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、1年内返済予定長期借入金（連結貸借対照表計上額12,382百万円）は長期借入金に含めております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。また、1年内返済予定長期借入金（連結貸借対照表計上額12,382百万円）も含めております。

(6) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 子会社株式及び関連会社株式並びに非上場株式（連結貸借対照表計上額3,442百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

当該賃貸等不動産の時価等については、重要性が乏しいため注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	143円10銭
(2) 1株当たり当期純損失	42円39銭

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
項 目	金 額	項 目	金 額		
流動資産	65,889	流動負債	96,997		
現金及び預金	1,633	支払手形	515		
受取掛手形	75	買掛金	17,772		
売掛金	34,544	短期借入金	60,038		
商品及び製品	12,439	コーポラル・ペーパー	1,000		
仕掛金	2,882	リース債	35		
原材料及び貯蔵品	5,763	未払金	1,372		
前払費用	27	未払費	8,699		
前払金	340	未払法人税等	104		
短期貸付金	4,288	未払消費税等	303		
未収金	3,879	預り金	108		
貸倒引当金	26	災害損失引当金	7,037		
	△ 12	その他	8		
固定資産	123,047	固定負債	48,838		
有形固定資産	85,240	長期借入金	46,802		
建物	21,787	リース債	74		
構築物	3,392	長期未払金	1,211		
機械及び装置	42,271	退職給付引当金	83		
車両運搬具	30	資産除却債	580		
工具、器具及び備品	572	その他	86		
土地	16,053	負債合計	145,836		
山林及び植林地	532	純資産の部			
建設計画資産	102	株主資本	42,161		
無形固定資産	496	資本金	32,756		
ソフトウェア	369	資本剰余金	19,717		
その他資産	27	資本準備金	19,682		
投資その他の資産	37,438	その他資本剰余金	34		
投資有価証券	14,755	利益剰余金	△ 10,218		
関係会社株	8,382	その他利益剰余金	△ 10,218		
関係会社出資	3,665	別途積立金	3,500		
長期貸付金	4,016	繰越利益剰余金	△ 13,718		
長期前払費用	120	自己株式	△ 93		
前払年金	3,885	評価・換算差額等	939		
繰延税金	1,390	その他有価証券評価差額金	939		
その他	1,250	純資産合計	43,100		
貸倒引当金	△ 29	負債及び純資産合計	188,936		
資産合計	188,936				

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで〕

(単位：百万円)

項 目	金 額
売上高	132,334
売上原価	108,480
売上総利益	23,853
販売費及び一般管理費	22,794
営業利益	1,059
営業外収益	
受取利息及び配当金	930
雑収入	899
営業外費用	
支払利息	1,696
雑損失	730
経常利益	462
特別利益	
固定資産処分益	1,233
投資有価証券売却益	1,088
その他	184
特別損失	
固定資産処分損	277
投資有価証券売却損	1,760
投資有価証券評価損	1,306
関係会社株式評価損	271
関係会社整理損	28
特別退職金	305
災害による損失	11,691
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	580
その他	1
税引前当期純損失	16,223
法人税、住民税及び事業税	△ 145
法人税等調整額	1,415
当期純損失	14,523

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計		
		資 本 準 備 金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		繰 越 利 益 剰 余 金			
				別 積 立 金	途 利 益 金					
平成22年3月31日残高	32,756	19,682	34	19,717	3,500	805	4,305	△ 90	56,688	
事業年度中の変動額										
当期純損失(△)						△14,523	△14,523		△14,523	
自己株式の取得								△ 4	△ 4	
自己株式の処分			△ 0	△ 0				0	0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	△ 0	△ 0	-	△14,523	△14,523	△ 3	△14,527	
平成23年3月31日残高	32,756	19,682	34	19,717	3,500	△13,718	△10,218	△ 93	42,161	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成22年3月31日残高	1,267	1,267	57,956
事業年度中の変動額			
当期純損失(△)			△14,523
自己株式の取得			△ 4
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△ 327	△ 327	△ 327
事業年度中の変動額合計	△ 327	△ 327	△14,855
平成23年3月31日残高	939	939	43,100

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引の評価方法：時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品：総平均法による原価法

仕掛品：総平均法による原価法

原材料及び貯蔵品：移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定額法（リース資産を除く）

ただし、建物以外の本社、研究所その他一部の有形固定資産については、定率法によっております。

無形固定資産：定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

決算期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理し、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(3) 災害損失引当金

当事業年度に発生した東日本大震災により被災した設備の処分及び復旧費用等の支出に備えるため、見積額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

6. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

7. 会計方針の変更

「資産除去債務に関する会計基準」等の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当事業年度の税引前当期純損失は580百万円増加しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

有形固定資産については、高砂工場、京都工場、八戸工場は工場財団根抵当権を設定しておりますが、実質的に担保に供されている資産はありません。

建 物	15,822百万円
構 築 物	2,147百万円
機 械 及 び 装 置	19,100百万円
車 両 及 び 運 搬 具	1百万円
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	47百万円
土 地	7,352百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

251,820百万円

3. 保証債務等

① 当社従業員の財形貯蓄制度による金融機関からの借入金に対する保証

1,640百万円

② 金融機関からの借入金に対する保証

エム・ピー・エム・シェアードサービス(株)	7,920百万円
北上ハイテクペーパー(株)	6,059百万円
三菱ペーパーホールディング(ヨーロッパ) GmbH	5,451百万円
三菱ハイテクペーパーヨーロッパGmbH	7,091百万円
フォレストアル・ティエラ・チレーナLtda.	956百万円
その他 5社	931百万円

計 28,409百万円

4. 関係会社に対する金銭債権、金銭債務

短期金銭債権	34,707百万円
長期金銭債権	4,016百万円
短期金銭債務	13,846百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高の総額

売上高	106,804百万円
売上原価、販売費及び一般管理費	58,129百万円
営業取引以外の取引高	12,417百万円

2. 固定資産処分益

固定資産処分益は、主に土地の売却に伴うものであります。

3. 災害による損失

災害による損失は、東日本大震災による損失額であり、内訳は次のとおりであります。

なお、下記の各費用には災害損失引当金繰入額が含まれております。

東日本大震災

復旧費用	4,159百万円
たな卸資産評価損	3,944百万円
固定資産処分見積り額	2,529百万円
操業休止期間中の固定費	936百万円
その他	121百万円
合計	11,691百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式 (株)	482,117	42,227	2,733	521,611

(注) 増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 42,227株

減少株の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の処分による減少 2,733株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用	505百万円
退職給付引当金	1,979
関係会社出資金評価損	4,776
関係会社株式評価損	1,442
固定資産減損損失	145
災害による損失	4,132
税務上の繰越欠損金	8,843
その他	2,285
繰延税金資産小計	24,111
評価性引当額	<u>△22,076</u>
繰延税金資産合計	2,035

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	<u>△ 644</u>
繰延税金負債合計	<u>△ 644</u>
繰延税金資産の純額	<u>1,390</u>

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具及び備品	53 百万円	35 百万円	17 百万円
合計	53	35	17

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産及び無形固定資産の期末残高等に占める割合が低い場合、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	9百万円
1年超	7百万円
合計	17百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産及び無形固定資産の期末残高等に占める割合が低い場合、支払利子込み法により算定しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

主要子会社

種類	会 社 の 名 称	議決権等の 所有割合	関連当事者との関係	取 引 内 容	取引金額	項 目	期末残高
子 会 社	三菱製紙販売㈱	68.4	紙の販売代理店。パルプ及び薬品の当社への販売。不動産の一部を賃貸借。	紙、パルプ、薬品等の販売	百万円 99,915	売掛金	百万円 26,366
				パルプ、薬品の仕入 (※注1)	6,987	買掛金	2,786
	エム・ビー・エム・シェアードサービス㈱	100.0	管理業務受託。グループファイナンス。不動産の一部を賃貸。	ファクタリング取引	15,732	買掛金	2,677
				グループファイナンス取引 (※注1)	76,275	未払金 未払費用	38 713
	北上ハイテクペーパー㈱	100.0	同社製品の購入。原材料の供給。 資金の援助	原材料の仕入 (※注1)	13,090	買掛金	522
				資金の貸付	—	短期貸付金 長期貸付金	364 3,636

(※注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に当社が条件を提示し、交渉の上で決定しております。

(注2) 保証債務については、「個別注記表」の貸借対照表に関する注記に記載しており、一般的な取引条件で行っております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 126円00銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 42円46銭 |

独立監査人の監査報告書

平成23年 5月18日

三菱製紙株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神尾 忠彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北 澄 和 也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 唐 澤 正 幸 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱製紙株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱製紙株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成23年 5月 18日

三菱製紙株式会社
取締役 会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 尾 忠 彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北 澄 和 也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 唐 澤 正 幸 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱製紙株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第146期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第146期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年 5月19日

三菱製紙株式会社 監査役会

常勤監査役 藤 井 則 夫 ⑩

常勤監査役 上 村 茂 ⑩

監 査 役 高 松 泰 治 ⑩

監 査 役 開 発 光 治 ⑩

(注) 監査役高松泰治及び開発光治は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役 鈴木邦夫、同 中瀬一夫、同 佐藤 健、同 立花純一、同 水野正望、同 鈴木健文、同 千賀孝雄、同 板倉完次、同 品川知久の9氏全員は、本総会終結の時をもって任期が満了となりますので、経営体制のスリム化のため取締役数を1名減とし、社外取締役1名、新任の3名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
1	<small>すず き くに お</small> 鈴木 邦 夫 (昭和25年10月12日生)	昭和49年4月 当社入社 平成17年6月 執行役員八戸工場長 平成18年6月 上席執行役員八戸工場長 平成19年6月 取締役 常務執行役員 平成21年6月 取締役社長 社長執行役員 現在に至る	83,000株
2	<small>みず の まさ み</small> 水 野 正 望 (昭和28年3月19日生)	昭和50年4月 株式会社三菱銀行（現在の株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成14年6月 同行 執行役員法人営業部長 平成18年1月 同行 常務執行役員 平成18年6月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 代表取締役副社長 平成22年6月 当社取締役 専務執行役員 現在に至る	4,000株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当	所有する当社の 株式の数
3	せん が たか お 千 賀 孝 雄 (昭和25年9月18日生)	昭和50年4月 当社入社 平成17年6月 執行役員 I J 事業部長 平成17年8月 執行役員 I J ・機能材事業部長 平成18年4月 執行役員総合研究所長 兼 開発事業部長 平成18年6月 執行役員総合研究所長 平成19年4月 執行役員総合研究所長 兼 技術環境部長 平成19年6月 上席執行役員総合研究所長 兼 技術環境部長 平成20年1月 上席執行役員総合研究所長 兼 知的財産部長 平成21年1月 上席執行役員総合研究所長 平成21年6月 取締役 常務執行役員 現在に至る	34,000株
4	いた くら かん じ 板 倉 完 次 (昭和27年4月22日生)	昭和50年4月 当社入社 平成17年6月 執行役員社長室経営企画部長 兼 関連会社統括部長 平成19年1月 執行役員社長室経営企画部長 平成19年4月 執行役員社長室経営企画部長 兼 フェニックスプラン推進室長 平成19年6月 上席執行役員社長室経営企画部長 兼 フェニックスプラン推進室長 平成19年11月 上席執行役員社長室経営企画部長 兼 フェニックスプラン推進室長 兼 デジタルイメージング事業部副事業部長 平成20年5月 上席執行役員社長室経営企画部長 兼 デジタルイメージング事業部副事業部長 平成21年1月 上席執行役員社長室経営企画部長 兼 デジタルイメージング事業部副事業部長 兼 デジタルイメージング事業部印刷感材営業部長 平成21年4月 上席執行役員社長室経営企画部長 兼 デジタルイメージング事業部副事業部長 平成21年6月 取締役 常務執行役員 現在に至る	27,000株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当	所有する当社の株式の数
5 (※)	うしじまみつお 牛島光夫 (昭和26年10月6日生)	昭和50年4月 当社入社 平成18年6月 執行役員洋紙事業部印刷用紙営業部長 兼 社長室情報開発室長 平成20年6月 上席執行役員洋紙事業部印刷用紙営業部長 兼 社長室情報開発室長 平成21年6月 上席執行役員洋紙事業部印刷用紙営業部長 兼 社長室長附 (情報開発室担当) 平成22年6月 常務執行役員洋紙事業部印刷用紙営業部長 兼 社長室 現在に至る	18,055株
6 (※)	のざわひろし 野澤浩史 (昭和28年2月3日生)	昭和50年4月 当社入社 平成18年6月 執行役員総務人事部長 平成20年6月 上席執行役員総務人事部長 兼 システム部長 平成22年6月 常務執行役員 (総務人事部、システム部担当 兼 システム部長) 現在に至る	29,000株
7 (※)	たぐちかずひさ 田口量久 (昭和29年4月1日生)	昭和53年4月 当社入社 平成19年4月 執行役員京都工場長 平成21年6月 上席執行役員イメージング&ディベロップメントカンパニーバイスプレジデント (企画・マーケティング・京都R&Dセンター担当) 現在に至る	22,000株
8	しながわともひさ 品川知久 (昭和33年6月14日生)	昭和60年4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 森綜合法律事務所 (現在の森・濱田松本法律事務所) 入所 平成5年1月 同事務所パートナー 現在に至る 平成18年6月 当社取締役 現在に至る 平成22年6月 株式会社ランドコンピュータ 社外監査役 現在に至る	0株

- (注) 1. ※は、新任取締役候補者であります。
2. 再任取締役候補者の担当及び重要な兼職の状況につきましては、事業報告「3. 会社役員に関する事項」(11～13頁)をご参照ください。

3. 品川知久氏は、社外取締役候補者であります。

(1) 社外取締役候補者とした理由

会社法務に精通した弁護士の立場から、引き続きガバナンス強化に貢献して頂くためであります。

(2) 責任限定契約

同氏は、当社との間で、その在任中有効な、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、その概要は、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を金1千万円または法令が定める限度額のいずれか高い額とするものであります。

(3) 独立役員

当社は、同氏を、東京証券取引所及び大阪証券取引所に対して独立役員として届け出ております。

(4) 社外取締役としての在任期間

本総会終結の時をもって5年となります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 藤井則夫氏は、本総会終結の時をもって任期が満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位	所有する当社の株式の数
1 (※)	おか けん じ 岡 健 二 (昭和30年6月6日生)	昭和53年4月 当社入社 平成19年1月 北上事業所長 平成21年1月 デジタルイメージング事業部RC・写真感材営業部長 平成21年4月 デジタルイメージング事業部RC・写真感材営業部長 兼 I J 営業部長 平成22年1月 イメージング&ディベロップメントカンパニー北上事業本部副本部長 現在に至る	9,000株

(注) ※は、新任監査役候補者であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役および社外監査役の員数要件を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴	所有する当社の 株 式 の 数
1	しんぎょうじ ぜんじ 新 行 内 善 二 (昭和15年11月30日生)	昭和55年7月 国税庁退官 昭和55年9月 福田英敏税理士共同事務所 所長代理 平成15年7月 税理士法人タックス・マスター 代表社員 現在に至る	2,000株

(注) 1. 新行内善二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

2. (1) 社外監査役候補者とする理由

税理士としての豊富な経験に基づき適切な監査を行って頂けると期待されるためであります。

(2) 責任限定契約

補欠監査役の選任が承認され、新行内善二氏が社外監査役に選任された場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。その概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を金1千万円または法令が定める限度額のいずれか高い額とするものであります。

以 上

